



2023年8月23日

各位

会社名 サイジニア株式会社
代表者名 代表取締役会長 兼 COO 吉井 伸一郎
(コード番号: 6031)
問合せ先 取締役社長 兼 CEO 山崎 徳之
(TEL.050-5840-3147)

資本剰余金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、2023年8月23日開催の取締役会において、「資本剰余金の額の減少の件」を2023年9月28日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

また、本議案が承認可決されることを条件として、剰余金の処分及びその他資本剰余金を原資とする期末配当の実施について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 剰余金処分の目的

当社グループでは、安定的に利益還元を行うこと、また、今後の成長に向けて経営資源を確保することが経営上の最重要課題の一つと考え、収益力および財務状況を総合的に考慮して剰余金の配当およびその他処分を決定する方針としております。

また、2023年6月期の配当につきましては、利益実績、剰余金の状況や上記配当方針をふまえ、「2023年6月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」でお伝えしましたとおり、期末配当金を1株あたり5円とさせていただきます。

2. 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (2023年6月26日公表)	前期実績 (2022年6月期)
基準日	2023年6月30日	同左	2022年6月30日
1株当たり配当金	5円	同左	—
配当金総額	25,654,415円	—	—
効力発生日	2023年9月29日	—	—
配当原資	その他資本剰余金	—	—

(注) 純資産減少割合 0.042 (小数点以下3位未満切り上げ)

3. 資本剰余金からの配当について（ご参考）

今回の配当は、全額「その他資本剰余金」を配当原資とするため「資本の払戻し」に該当し、一般的な「利益剰余金」を配当原資とする配当とは税務上の取扱いが異なります。

「みなし配当」の部分は、税務上の配当所得として取り扱われ、所得税等の源泉徴収の対象となりますが、今回の期末配当においては、「みなし配当」は生じておりません。

一方、「みなし配当以外」の部分は、「みなし譲渡損益」が発生しますが、これは税務上の配当所得に当たらないため、所得税等の源泉徴収の対象とならず、確定申告の配当控除の対象にもなりません。また、当社株式の取得価額の調整が必要となることがあります。

つきましては、今回の配当のお取扱い等について、別紙「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご覧ください。

別紙「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」は、今回の配当に係る税務上のお取扱いや、税法の規定により株主の皆様へ通知すべき事項等についてご説明しておりますが、株主の皆様の個々のご事情により対応は異なりますので、全てを網羅するものではありません。確定申告等の具体的な税務上のお手続き等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談くださいますようお願い申し上げます。

また、特定口座をご利用の株主様の取得価額の調整方法等については、お取引の証券会社にお問い合わせください。

以上

【別紙】

今回の配当金の税務上のお取扱いについて

1. 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

(1) 今回の当社の「その他資本剰余金」を原資とする配当金は、「資本の払戻し」としての取扱いとなります。この配当金は、税法の規定にしたがい、「みなし配当」と「みなし配当以外」に区分されます。

「みなし配当」の部分は、税務上の配当所得として取り扱われ、所得税等の源泉徴収の対象となりますが、今回の期末配当においては、みなし配当は生じておりません。

一方、「みなし配当以外」の部分は、税務上の配当所得ではないため、所得の源泉徴収はなく、「みなし譲渡損益」が発生いたします。

(2) 具体例（1株当たりで説明）

5円0銭 (1株当たりの配当金)	「みなし配当」 0円0銭	通常の配当と同様、源泉徴収の対象（ただし、今回は生じておりません）。
	「みなし配当以外」 5円0銭	源泉徴収の対象外。「みなし譲渡損益」の計算上、「収入金額とみなされる金額」となります。

2. みなし譲渡損益の算出方法について（租税特別措置法第37条の11）

(1) 「みなし譲渡損益」は、以下の計算式で算出されます。

みなし譲渡損益の計算式

$$\begin{aligned} \text{①収入金額とみなされる金額} &= \text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額} - \text{みなし配当額} \\ &\quad \text{(5円} \times \text{保有株式数)} \\ &\quad \text{(0円} \times \text{保有株式数)} \\ \text{②取得価額} &= \text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合(0.042)} \\ \text{③みなし譲渡損益(①-②)} &= \text{①収入金額とみなされる金額} - \text{②取得価額} \end{aligned}$$

[例] 当社の株式を1株当たり100円で1,000株購入していた場合

① 収入金額とみなされる金額 = 5円（1株当たり配当額） × 1,000株 = 5,000円

② 取得価額 = （100円 × 1,000株） × 0.042（純資産減少割合） = 4,200円

[みなし譲渡損益] = ①5,000円 - ②4,200円 = 800円

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(2) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第 114 条第 1 項）

以下の調整式により、当社株式の取得価額の調整が必要となります。

取得価額の調整式

$$\boxed{\text{1 株当たりの新取得価額}} = \boxed{\text{1 株当たりの従前の取得価額}} - \boxed{\text{1 株当たりの従前の取得価額} \times 0.042 \text{ (純資産減少割合)}}$$

[例] 当社の株式を 1 株当たり 100 円で 1,000 株購入していた場合

「1 株当たりの新取得価額」= 100 円 - (100 円 × 0.042 (純資産減少割合 (概算) (注))) = 95 円 80 銭

「新取得価額」= 95 円 80 銭 × 1,000 株 = 95,800 円

「特定口座」をご利用でない場合は、上記計算式により取得価額を調整していただく必要があります。

また、権利確定日以降、配当支払日前までに売却された株式に関しましては、上記取得価額の調整は不要となります。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様の取得価額の調整については、お取引の証券会社にお問い合わせください。

3. 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第 114 条第 5 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第 61 条第 2 項第 4 号に規定する割合）	0.042 (小数点以下 3 位未満切り上げ)

4. 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第 23 条第 4 項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の基因となった法人税法第 24 条第 1 項各号に掲げる理由	資本の払戻し
その事由の生じた日	2023 年 9 月 29 日
その支払に係る基準日における発行済株式等の総数 (自己株式を除く)	5,130,883 株
みなし配当額に相当する金額の 1 株当たりの金額	0 円 (小数点以下 10 位未満切り捨て)

法人税法施行令第 119 条の 9 第 2 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る法人税法施行令第 23 条第 1 項第 4 号に規定する割合）	0.042 (概算) (注) (小数点以下 3 位未満切り上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	25,654,415 円

5. 本件に関するご相談、お問い合わせ先について

(1) 「取得価額の調整」について

お取引の証券会社、最寄りの税務署、または税理士等にご相談ください。

(2) 「税務申告」について

最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 「取得価額の調整」、「税務申告」等のご相談につきましては、2023年9月28日付で発送予定の「決議通知状」等に同封いたします「配当金計算書」をご持参ください。

(4) 株式・配当に関する一般的なお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-349-250（無料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日等を除く）

以上